



(号外)
独立行政法人国立印刷局

日 次

[省令]

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令
(厚生労働一四七)

[告示]

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令
(厚生労働一四五)

省
令

○厚生労働省令第百四十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の廃止

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二十三号）は、廃止する。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部改正）

第一条 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二十三号）は、廃止する。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第二十三号）附則第二項を削る。）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正前の平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令附則第二項の緊急作業に従事する放射線業務従事者であつて、この省令の施行の日において当該緊急作業に従事する間に受けた実効線量が百ミリシーベルトを超えるもののうち、当該緊急作業に働くことのできない高度の専門的な知識及び経験を有するもので、後任者を容易に得ることができないものについては、平成二十四年四月三十日までの間は、第一条の規定による廃止前の平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（以下「旧特例省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧特例省令の規定中「特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合」とあるのは、「特にやむを得ない緊急の場合であつて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であつて、その線量が一時間につき〇・一ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業を行うとき」とする。）

告 示

○厚生労働省告示第四百五十三号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合(平成二十三年厚生労働省告示第四百一十五号)は、廃止する。

平成二十三年十二月十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○経済産業省告示第二百二十五号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第九条第二項の規定に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成二十三年経済産業省告示第四十号)を廃止する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 細野 豪志

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「旧緊急線量告示」という。)における緊急作業に従事する放射線業務従事者であつて、この告示の施行の日において当該緊急作業に従事する間に受けた実効線量が百ミリシーベルトを超えるもののうち、当該作業に欠くことのできない高度の専門的な知識及び経験を有するもので、後任者を容易に得ることができないものについては、平成二十四年四月三十日までの間は、旧緊急線量告示本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧緊急線量告示本則中「次の各号のいずれかに該当する作業を行うとき」とあるのは、「原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業を行うとき」とする。

附 則

- 1 (施行期日)
この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による廃止前の平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「旧緊急線量告示」という。)における緊急作業に従事する放射線業務従事者であつて、この告示の施行の日において当該緊急作業に従事する間に受けた実効線量が百ミリシーベルトを超えるもののうち、当該作業に欠くことのできない高度の専門的な知識及び経験を有するもので、後任者を容易に得ることができないものについては、平成二十四年四月三十日までの間は、旧緊急線量告示本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧緊急線量告示本則中「次の各号のいずれかに該当する作業を行うとき」とあるのは、「原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業を行うとき」とする。